

放置自転車整理等業務の概要

放置自転車整理等業務は、「浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例」第 37 条に規定する放置自転車に対する措置に基づき、自転車及び総排気量 50cc 以下の原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の整理、移送及び保管等の業務を行うものであり、その概要は以下のとおりである。

1 放置整理区域内

- ①自転車等の放置防止に関する指導・啓発
- ②自転車駐車場への誘導
- ③放置整理区域の巡回
- ④放置自転車等の整理及び警告札の貼付
- ⑤放置自転車等の撤去及び移送

2 放置整理区域外

- ①放置自転車等の撤去及び移送

3 放置自転車等保管場所

- ①保管場所の巡回及び清掃
- ②放置自転車等の搬入立会い
- ③放置自転車等の整理及び管理
- ④放置自転車等の返還業務及び移送保管料の徴収
- ⑤市が指定する処分場への移送
- ⑥盗難車両の警察への立会い

4 問合せセンター

- ①24 時間対応の問合せセンターの設置

5 その他

- ①各業務において、日報等の報告書や資料の提出

※ 放置自転車整理等業務委託については、毎年の放置自転車等の状況を考慮し、市と協議のうえ、詳細な仕様について決定していく。